

2019年12月27日
日 本 銀 行

「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領に定める
信託の受託者の選定に関する細目」の一部改正について

日本銀行は、指数連動型上場投資信託受益権および不動産投資法人投資口の買入れ等にかかる受託者の選定を適切に行う観点から、「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領に定める信託の受託者の選定に関する細目」（平成29年1月31日決定）^(注)を別紙. のとおり一部改正し、本日より実施することとしましたのでお知らせします。

(注) この一部改正前の本細則に基づき、現に受託者として選定されている先にかかる取扱いについては、なお従前の例によるものとします。

以 上

<本件照会先>

金融市場局市場調節課（03-3277-0055）

「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領に定める信託の
受託者の選定に関する細目」 中一部改正

○ 3. (1) を横線のとおり改める。

(1) 受託者は、2. (1) の公募に応じた者であって、次に掲げる要件を満
たす者に限る。

イ、略（不変）

ロ、略（不変）

ハ、信用力に関する次の要件を満たすこと

(イ) 自己資本の充実

a. 略（不変）

b. 法令により資本バッファ規制またはレバレッジ比率規制が適用さ
れる場合には、資本バッファ適用される規制にかかる比率が、法令に
より定められた水準を満たすこと。ただし、資本バッファ比率が法令
により定められた水準を満たさない場合であっても、その水準を満たす
よう着実に改善すると認められるときは、本要件を満たすものとみなす。

(ロ) 略（不変）

(ハ) 総損失吸収力および資本再構築力にかかる健全性

法令により内部TLAC額規制が適用される場合には、内部TLAC額が、基
準時点において、法令により定められた水準を満たすこと。ただし、内
部TLAC額が法令により定められた水準を満たさない場合であっても、そ
の水準を満たすよう着実に改善すると認められるときは、本要件を満た
すものとみなす。

(~~ハ~~ニ) (イ)、(ロ) または (~~ロ~~ハ) の要件を充足している場合であつ
ても、考査等から得られた情報に照らし、信用力が十分でないと認めら
れる特段の事情があるときは、各要件を満たすものとして取扱わない。

ニ、
J
へ、

} 略（不変）

○ （附則）を横線のとおり改める。

~~1.~~この細目は、「「共通担保資金供給オペレーション基本要領」の一部改正等に関する件」（平成29年1月31日付政委第6号）記書き2.による「指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領に定める信託の受託者選定基本要領」（平成25年4月4日付政委第47号別紙4.）の廃止日から実施する。

~~2.~~「~~指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領に定める信託の受託者選定基本要領~~」に基づき、~~現に受託者となっている先については、この細目に基づき受託者として取扱う。~~